定　　款

ビジネスコーチ株式会社

2024 年 12 月 25 日成立

第１章　総　　則

（商号）

第１条　当会社は、ビジネスコーチ株式会社と称し、

英文では、Business Coach Inc.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該会社等の経営管理及びこれに付帯するまたは関連する業務を行うことを目的とする。

１．経営者、管理者、一般社員等に対するコーチング

２．人材開発及び育成に関するコンサルティング

３．組織の生産性向上及び目標達成に関係するコンサルティング

４．人事制度の企画、立案、導入に関係するコンサルティング

５．各種研修、セミナー、講演会の企画・運営

６．インターネット等の情報通信システムによる情報の収集、分析及び提供並びにその管理・運用

７．書籍、映像、電子出版等の各種メディアの企画、制作、販売

８．ビジネスコーチングのスクール運営及びビジネスコーチング資格の発行、維持、管理

９．労働者派遣事業及び有料職業紹介事業

１０．　前各号に関連する事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査役

３．監査役会

４．会計監査人

（公告方法）
第５条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、3,600,000 株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は 100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
１．　会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
２．　会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
３．　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２）株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
３）当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）
第１１条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株主総会

（招集）
第１２条　当会社の定時株主総会は、毎年 12 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年９月 30 日とする。

（招集権者及び議長）
第１４条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２）取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第１５条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２）当会社は、電子提供措置をとる事項のうち 法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）
第１６条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２）会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２）株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）
第１８条　当会社の取締役は 10 名以内とする。

（選任方法）
第１９条　取締役は、株主総会において選任する。
２）取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３）取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

（任期）
第２０条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２）増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第２１条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
２）代表取締役は、会社を代表し会社の業務を執行する。
３）取締役会は、その決議によって役付取締役として、代表取締役の中から社長を１名選定し、必要に応じて取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２）取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第２３条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２）取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）
第２４条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）
第２５条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）
第２６条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第２７条　当会社は会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２）当会社は会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低限度額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（員数）
第２８条　当会社の監査役は５名以内とする。

（選任方法）
第２９条　監査役は、株主総会において選任する。
２）監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の　3分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）
第３０条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２）任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）
第３１条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第３２条　監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２）監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）
第３３条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）
第３４条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第３５条　当会社は会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２）当会社は会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低限度額とする。

第６章 会計監査人
（選任方法）
第３６条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）
第３７条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２）前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）
第３８条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）
第３９条 当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除できるものとする。
２）当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低限度額とする。

第６章　計　算

（事業年度）

第４０条　当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの　1 年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第４１条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
２）前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）
第４２条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第４３条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則　第 20 条の規定にかかわらず、2023 年 12 月 25 日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、2025 年開催の定時株主総会の時までとする。
本附則は、期日経過後これを削除する。

以上

改訂履歴

	会社設立年月日		2005年3月24日成立
改訂状況	改訂No.	改訂年月日	主な改訂内容
	1	2005年8月29日	
	2	2014年11月27日	株券を発行する旨の定め廃止 監査役会設置会社の定めの設定 取締役および監査役の変更
	3	2014年12月26日	目的の変更 取締役の員数の変更 法令等との整合性を図るための文言修正
	4	2015年12月25日	責任限定契約の対象者を社外取締役から取締役（業務執行取締役を除く）、社外監査役から監査役に変更
	5	2016年4月16日	発行可能株式総数の変更 単元株式数の決定
	6	2016年12月19日	株主総会招集通知発送期限の削除 インターネット開示とみなし提供に関する条文新設 増員または補欠として選任された取締役の任期の設定 監査役会議事録に関する条文新設 中間配当に係わる条文新設 誤植修正ならびに法令等との整合性を図るための文言修正
	7	2022年6月20日	公開会社の体制を整えるため下記を含め全面改訂 １．会計監査人の設置 ２．公告方法の変更 ３．発行可能株式総数の変更 ４．株式譲渡制限の撤廃 ５．自己株取得の規定追加
	8	2022年9月12日	「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されたための変更

	9	2023年4月25日	本店所在地変更決議に伴う改訂
	10	2023年5月8日	本店所在地変更の効力発生に伴う附則削除のための改訂
	11	2023年12月25日	会計監査人に関する事項を明確化するための改訂
	12	2024年12月25日	事業目的の変更及び役員任期変更のための改訂